

## 税務情報

## 経済産業省 - 賃上げ促進税制に関するガイドブックの公表

2024年度税制改正により、賃上げ促進税制は、①全企業向け、②中堅企業向け、 ③中小企業向けの3つの制度に区分され、新制度は2024年4月1日から2027年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されることとなりました。

これを受け、経済産業省は8月5日、上記3つの制度のうち①全企業向け及び②中堅企業向けの制度に関する以下のガイドブックを公表しました。

■ 「賃上げ促進税制」御利用ガイドブック 令和 6 年 8 月 5 日公表版 (PDF 2,294KB)

このガイドブック(全 48 ページ)では、まず全企業向け及び中堅企業向けの制度の概要が説明されたうえで、必須要件(賃上げ要件)、マルチステークホルダー方針、上乗せ要件(教育訓練費要件、女性活躍・子育て支援要件)が網羅的に解説されています。

たとえば、今年度の税制改正で新たに創設された中堅企業向けの制度は、原則として事業年度終了時の常時使用する従業員数が 2,000 人以下の法人が適用対象とされていますが、ここでいう「常時使用する従業員数」の考え方について、租税特別措置法関係通達 42 の 12 の 5 (給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》関係)では言及されていない以下の点が明らかにされています。(P.4)

- 事業年度終了時において雇用契約を締結している労働者(契約社員、パートタイム労働者、アルバイト、派遣社員、出向者、休職者、日雇労働者を含む。) は「常時使用する従業員数」に含まれるが、派遣社員や出向者は、雇用契約を締結している事業者においてのみ算入される。
- 在籍型出向者や兼務者等、2以上の事業者と雇用契約を締結している場合は、いずれの事業に主として従事しているか等の実態により個別に算入先を判断する。

また、今年度の税制改正では、マルチステークホルダー方針の見直しも行われていますが、このマルチステークホルダー方針に関して、たとえば、以下の留意点が示されています。(P.25)



- 2024 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度に係るマルチステークホルダー 方針をすでに公表している場合であっても、2024 年 4 月 1 日以降に開始す る事業年度について制度の適用を受ける場合は、2024 年度税制改正により 様式が変更されているため、新様式を用いてマルチステークホルダー方針を 公表し直す必要がある。
- 2024 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度について、すでに 2024 年度税制 改正による様式を用いてマルチステークホルダー方針を公表している場合 は、2 回目以降の制度の適用にあたっては、マルチステークホルダー方針の 公表をし直す必要はない。

マルチステークホルダー方針(様式第一)やマルチステークホルダー方針の公表に係る事項の届出書(様式第二)等の新様式は、経済産業省の賃上げ促進税制に関する「全企業向け・中堅企業向け賃上げ促進税制(法人:令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始される各事業年度が対象、個人事業主:令和7年から令和9年までの各年が対象)」のページに掲載されています。

なお、中小企業向けの制度に関するガイドブックについても、**8**月上旬を目途に 掲載する予定とされています。







## KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000 FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150 FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F TEL: 052-569-5420 FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル**7F** 

TEL: 075-353-1270 FAX: 075-353-1271 〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F TEL: 082-241-2810 FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

TEL: 092-712-6300 FAX: 092-712-6301

紙与渡辺ビル8F

## info-tax@jp.kpmg.comkpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めて おりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナル が特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.